吉岡町土地開発指導要綱に基づく事務処理フローチャート

令和5年12月11日改正

※ 緑色のマスは、事業者の工程です。

（第12条第1項）
開発事業概要表示板の設置
（住民等への周知）
事前協議申請書の提出予定日までに設置

↓

（第6条第1、2項）
事前協議申請書（1部）の提出
毎月10日まで（10日が休日の場合、その後の開庁日まで）

↓

（第6条第3、4項、第7条）
土地利用対策委員会へ付議
毎月最終火曜日（通常）に開催

開発面積が5,000平方メートル

- 以上 → （第8条第1項）**土地開発事業審議会へ付議（諮問）**
- 未満 → （第9条前段）

土地開発事業審議会が開催される場合、審査結果通知書の交付以降のスケジュールが遅れます。

（第9条前段）
審査結果通知書の交付
委員会開催から1週間～2週間

↓

（第9条後段）
関係する所属との協議及び調整
※審査結果通知書と一緒にお渡しする協議確認書を使用します。

関係する所属から提出された「協議確認書」を都市建設室がまとめてお渡しします。回答欄に回答を記入し、都市建設室へ御提出ください。
関係する所属が回答内容に問題がないか確認することで協議を実施します。
なお、自治会長に回答内容を確認していただく必要があるものが一部ございます。
協議確認書の回答に当たり不明な点がありましたら、協議を実施する所属へお問い合わせください。

↓

（第10条第1項）
覚書の締結
※別紙 覚書の作り方を御参照ください。

↓

（第30条）
工事着手届（1部）の提出
着手する日の7日前までに提出

↓

（第31条第1項）
工事完了届（1部）の提出
工事完了後7日以内に提出

町に帰属し、又は町が管理を受ける公共施設及び公益施設がある場合、工事完了届に工程を写真管理したものを添付していただいています。
※ 特に路床、下層、上層各路盤についての写真管理を願います。
※ 工事完了届に工程の写真の添付がない場合、寄附を受けることができません。

帰属、管理を受ける公共施設及び公益施設

- ある →
  （第32条第1項）**公共施設及び公益施設の検査（完了検査）の実施**
  ↓
  （第32条第4項）**検査済通知書の交付**
- なし →

↓

（第12条第2項）
開発事業概要表示板の設置終了

↓

（第33条第2項）
寄附の手続の開始

↓

開発事業の手続の終了